

伊奈町避難行動要支援者
避難支援プラン
＜全体計画＞

令和4年4月改訂

伊 奈 町

目 次

第1章 総則	
1. 目的	2
2. 位置づけ・構成	2
3. 基本方針	2
第2章 避難行動要支援者	
1. 定義	4
2. 名簿の作成	4
3. 情報共有	4
4. 名簿の管理・更新	4
第3章 個別計画	
1. 計画の作成	5
2. 内容	5
3. 作成手順等	5
4. 情報提供	5
5. 情報管理	5
6. 更新	6
第4章 災害時の役割	
1. 支援体制	7
2. 災害対策本部とその主な役割	7
3. 災害時関係機関とその主な役割	8
第5章 災害時の支援	
1. 対象とする災害	10
2. 地震災害	10
3. 風水害	11
4. 避難所の運営	14
第6章 平時からの備え	
1. 定期的な見守り活動	15
2. 災害時関係機関の連携	15
3. 防災啓発活動	15
4. 避難訓練の実施	15
5. コミュニティづくり	15

第1章 総則

1. 目的

高齢社会を迎え、核家族化などの進行により、単身の高齢者や高齢者のみの二人世帯が急増し、その見守りや安否確認などの取組みが行われている。

また、近年の大規模地震や風水害の被害者となった方々の多くは、これら的高齢者をはじめとする避難の支援を必要とするいわゆる「要配慮者」であったことから、災害時における要配慮者の避難支援体制を整えておくことが重要課題となっている。

災害による被害を未然に防ぐためには、日ごろからの防災対策が不可欠であり、総合的な取組みが大切である。災害が発生した場合や災害の発生の恐れがある場合に、要配慮者の避難を迅速かつ的確に行うためには、防災部局と福祉部局、関係部局とが連携し、避難支援を進める必要がある。

これらの要配慮者のうち、長期的に支援が必要になるとと思われる者を「避難行動要支援者」と定義し、地域で安心して、安全に暮らすため、災害に備えた避難行動要支援者に関する情報共有、災害時の避難情報の伝達、避難誘導・援助、救助体制等の避難支援体制の整備をするために「伊奈町避難行動要支援者避難支援プラン」を作成するものである。

2. 位置づけ・構成

避難行動要支援者名簿に関する災害対策基本法第 49 条の 10 から第 49 条の 13 までの規定に基づき、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「伊奈町地域防災計画」を踏まえ、避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにするものである。

(1) 全体計画

避難支援プランの目的や基本方針、避難行動要支援者名簿、個別計画の作成、避難支援体制、災害時の支援などを盛り込んだ基本となる計画

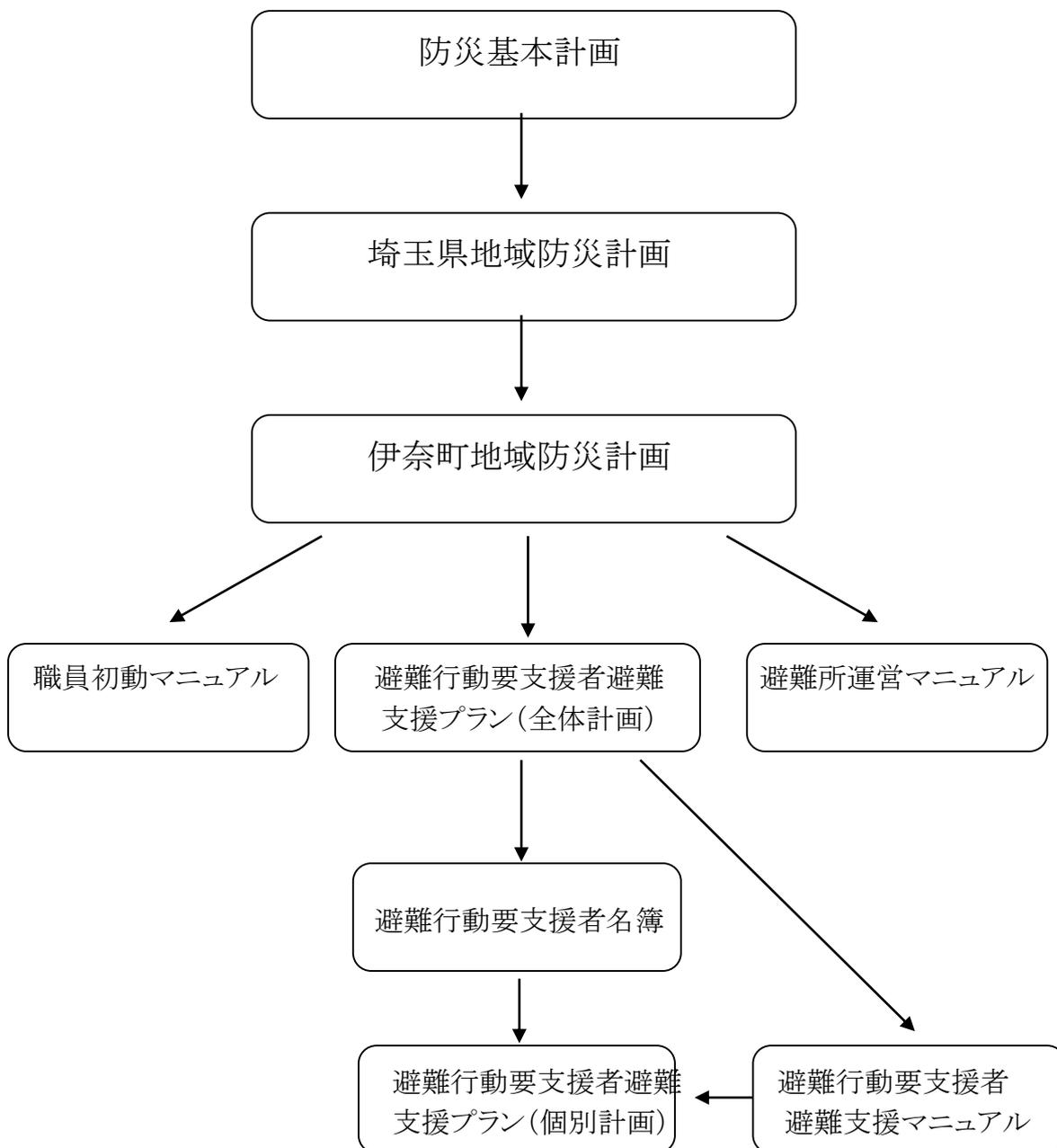
(2) 個別計画

全体計画に基づき、避難行動要支援者一人ひとりについて、緊急連絡先、居住の状況、特記事項などを記載した計画。基本的に本人や家族などの希望により作成される。

3. 基本方針

「災害時に、避難行動要支援者をひとりも見逃さない」を目標とし、大規模災害時などは公的な支援には限界があることから、町、関係機関及び地域住民の連携のもと、それぞれの役割を明確にして、一体として取り組むこととする。

<上位計画>



第2章 避難行動要支援者

1. 定義

避難行動要支援者とは、下記の条件のいずれかに適合する者とする。ただし施設入所者は、施設で対応するため対象外とする。

- (1) 介護保険の要介護認定が3～5の者
- (2) 身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の所持者
- (3) 75歳以上の一人暮らし高齢者
- (4) 75歳以上のみで構成される世帯の高齢者
- (5) 上記のほか、災害時に避難情報の入手、判断又は避難行動を自らが行うことが困難な者で、本人が希望する者(日中独居の高齢者や75歳未満の高齢者、日本語に不慣れな外国人など)

2. 名簿の作成

関係する部署の行政情報を活用し、伊奈町個人情報保護条例第7条第2項第6号の規定に基づき、「関係機関共有方式」により避難行動要支援者名簿(様式第1号)を作成する。

なお、「関係機関共有方式」とは、個人情報保護条例の目的外利用の規定を活用し、本人の同意を得ずに、福祉部局が保有する情報や住民基本台帳など行政内部情報を基に名簿を作成する方式。

*伊奈町個人情報保護条例第7条第2項第6号は、個人情報収集の制限の例外を規定したもので、「実施機関が公益上の必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるときは、本人から収集しなくて良い」と規定している。

3. 情報共有

避難行動要支援者名簿については、関係機関共有方式(本人の同意を得ずに作成する方式)をとるため、関係する行政内部(防災部局、福祉部局、消防部局)と、警察の機関で情報共有を図る。

4. 名簿の管理・更新

避難行動要支援者情報の管理にあたっては、具体的な個人情報を含むため、関係者は、情報の漏えいの防止に努め、管理に関する適切な措置を講ずる。

また、転入や転出、死亡などにより避難行動要支援者情報の変更が生じるため、定期的(毎年度)に情報の内容を更新し、最新情報の把握に努める。

第3章 個別計画

1. 計画の作成

個別計画(様式第2号)は、避難行動要支援者名簿に掲載されている者の中で、自力での避難が難しい者及び家族などの避難の支援が受けられない者を基本とし、本人や家族などの希望により、避難行動要支援者個人計画を町に提出する。

2. 内容

個別計画には主に下記の事項を記入する。

- (1) 緊急時連絡先
- (2) 居住の状況
- (3) 特記事項
- (4) 自宅周辺地図
- (5) 避難場所、避難所

3. 作成手順等

町は、避難行動要支援者名簿の掲載者に対し「個別計画のお知らせ」を送付する。名簿掲載者の中でいざという時に避難の支援を希望する者は、個別計画に必要事項を記入し、町に登録(以下「個別計画登録者」という)する。また、町はこれらを基に避難行動要支援者台帳(以下「要支援者台帳」という)を作成する。

4. 情報提供

個別計画には本人の重要な個人情報や他人に知られたくないものなどが記載されることから、本人の同意を得て、区(地域の支援者等*)、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会(以下「災害時関係機関」という)に要支援者台帳と個別計画の写しを提供する。

提供を受けた区(地域の支援者等)、自主防災組織、民生委員・児童委員は迅速かつ適切な避難が行えるよう、自宅の確認や本人との顔合わせなどのため一度訪問することとし、以後も信頼関係の構築や犯罪からの予防などのため定期的な見守り活動を実施する。

*地域の支援者等とは、区の役員、班長、近隣者などのこと

5. 情報管理

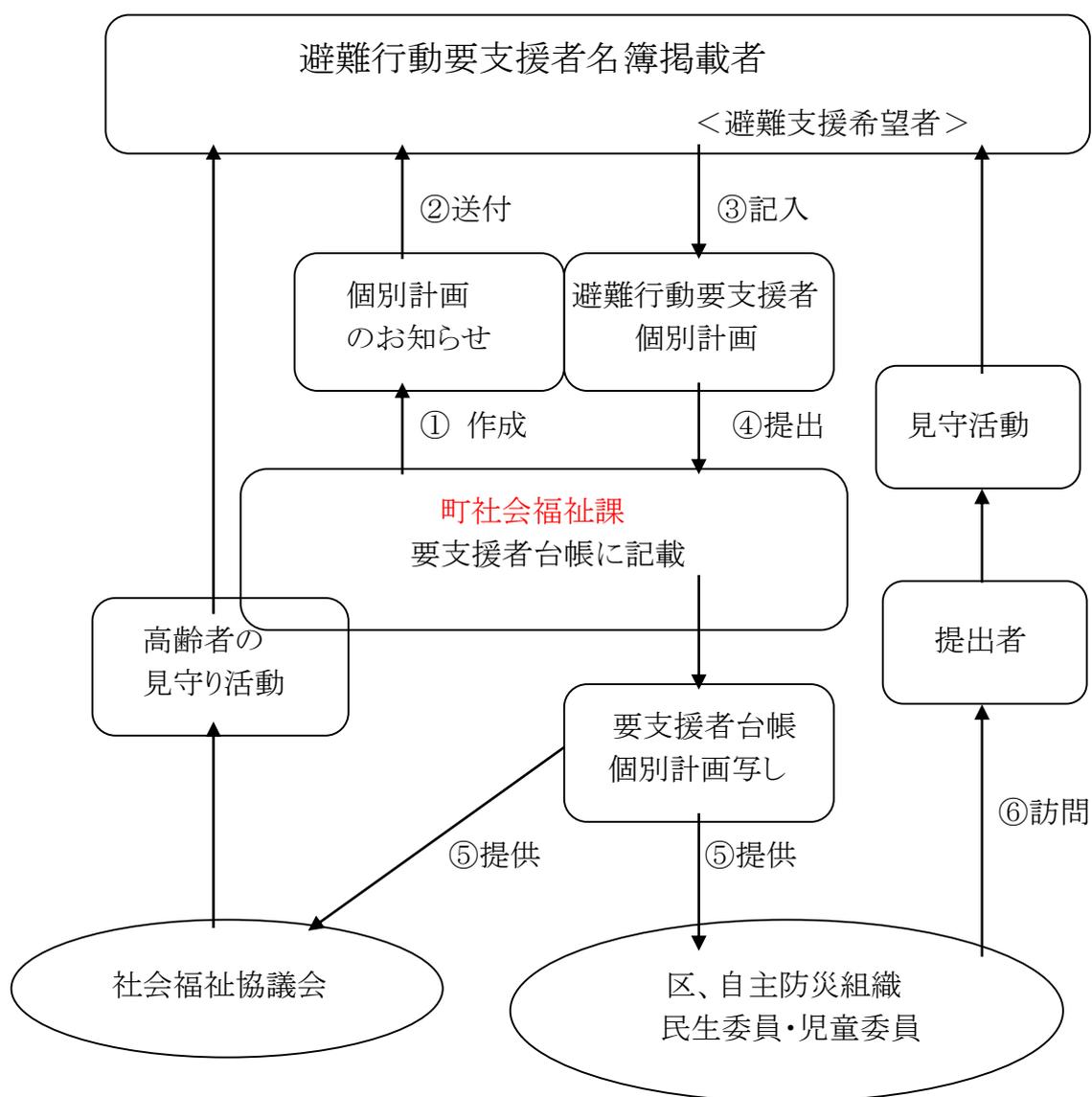
情報の取り扱いについて、災害時関係機関は、個人情報保護の重要性を認識し、知り得た個人情報をみだりに他人に知らせるなど、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。また、提供を受けたよう支援者台帳及び個別計画の写しについては、情報の漏えい、紛失などを防止するため、厳重に管理することとし、本

計画の目的以外には使用してはならない。

6. 更新

災害時に迅速かつ適切に避難を行うため、情報の更新を定期的に行う。具体的には、内容に変更が生じた場合や本人等からの変更の申し出があった場合には、その都度速やかに更新する。

<個別計画等作成の流れ>



第4章 災害時の役割

1. 支援体制

町は、町内に震度5強以上の地震が発生した場合や風水害により災害の発生又は発生する恐れがある場合などに災害対策本部を設置する。

避難行動要支援者の避難支援については、災害対策本部の中に救援部として「避難支援班」、「医療班」を、消防部として「消防総括班」、「消防班」、「消防団」を設置し、区(地域の支援者等)、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの災害時関係機関と協力し避難の支援を行う。

2. 災害対策本部とその主な役割

参考:「伊奈町地域防災計画(平成27年3月改訂)」

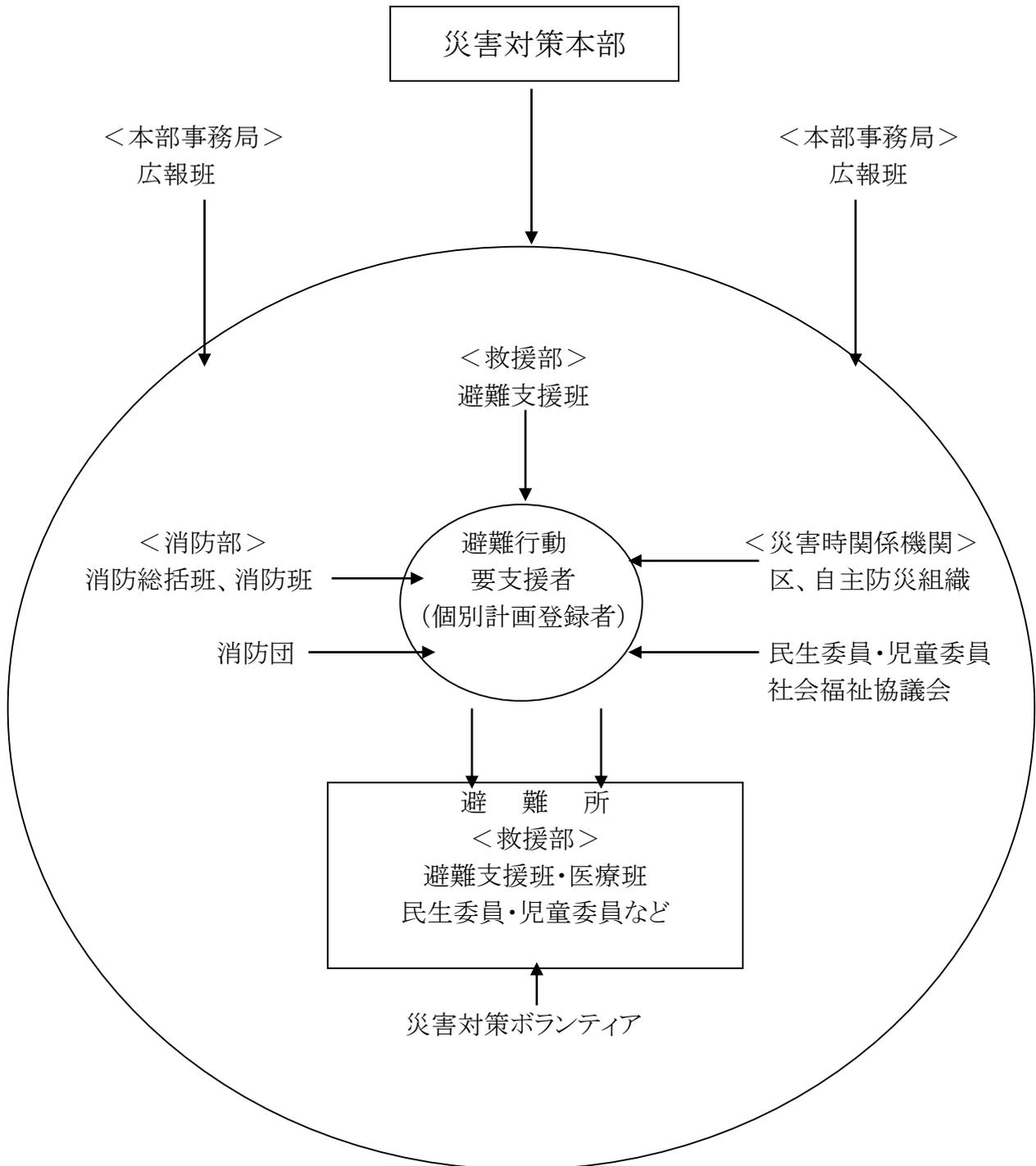
行 政		主 な 役 割
災 害 対 策 本 部	本部事務局総括班 (企画課、総務課、生活安全課)	災害対策本部の設置 避難準備・高齢者等避難開始*、避難勧告、避難指示(以下「避難情報」という)の発令 被害状況の情報収集
	本部事務局広報班 (秘書広報課)	住民への避難情報などの伝達 住民及び庁内への防災情報の広報
	救援部避難支援班 (社会福祉課、子育て支援課、住民課、人権推進課、総務課)	避難所の開設及び管理・運営 避難所への避難誘導、収容 避難行動要支援者の救護、避難支援 (個別計画登録者の安否確認) 収容避難者の確認
	救援部医療班 (健康増進課、保険医療課)	医療救護所の設置 負傷者等の搬送支援
	消防部消防総括班及び消防班 (消防総務課、消防業務課、消防署)	被害状況の情報収集 救急、救助活動
	消防部消防団	被災者の避難誘導 避難路の障害物の撤去 救助活動

3. 災害時関係機関とその主な役割

災害時関係機関	主な役割
区(地域の支援者等) 自主防災組織	<平時> 要支援者台帳、個別計画の写しの提供 個別計画登録者の訪問、定期的な見守り活動 <災害時> 避難情報の伝達(個別計画登録者) 安否確認(個別計画登録者)及び避難支援班 (社会福祉課)に報告 避難誘導・援助(個別計画登録者) 救助活動
民生委員・児童委員	<平時> 要支援者台帳、個別計画の写しの提供 個別計画登録者の訪問、定期的な見守り活動 <災害時> 避難情報の伝達(個別計画登録者) 安否確認(個別計画登録者) 避難誘導・援助(個別計画登録者) 避難所の運営支援
社会福祉協議会	<平時> 避難行動要支援者名簿の提供 要支援者台帳、個別計画の写しの提供 <災害時> 安否確認(社協の関係する者)及び避難支援班 (社会福祉課)に報告 被害情報の収集 災害対策ボランティアセンター設置・運営

*避難準備情報・高齢者等避難開始(避難行動要支援者に対する避難情報)とは、台風の接近などにより災害の発生の可能性が高まった場合に、避難行動要支援者などの避難に時間を要する者が避難行動を開始するための情報。

<支援体制のイメージ>



第5章 災害時の支援

1. 対象とする災害

伊奈町地域防災計画で想定する「地震災害」及び「風水害」とする。

本町では、食料などの備蓄や指定避難所の整備など、地震被害に具体的に備えるための防災対策として、「茨城県南部地震」による地震被害を想定して防災対策を位置づけている。

2. 地震災害

(1) 大規模地震が発生した場合

① 安否確認

町内で震度5弱以上の地震が発生した場合、自らの安全を確認した後、速やかに区(地域の支援者等)、自主防災組織及び民生委員・児童委員は、連携・協力して個別計画登録者の安否確認を行う。安否確認は電話や訪問により確認する。また、家屋の倒壊の恐れなどで避難の必要がある場合には、最寄りの避難所までの避難の誘導、援助(付き添い、介助など)を行う。

② 情報の伝達

災害が発生し又は発生のおそれがあるときに、避難勧告、避難指示が発令される。本部事務局は、防災行政無線、広報車、インターネット、メール、テレビ、ラジオ等により広報、周知を行う。これらに基づき、区長は区(地域の支援者等)、自主防災組織に、民生委員・児童委員協議会長(以下「民協会長」という)は、民生委員・児童委員に情報伝達の連絡を行い、それぞれ担当する個別計画登録者に電話又はFAX、訪問等で避難情報の伝達を行い、避難の準備を促す。

③ 避難誘導及び避難援助

避難勧告、避難指示の発令が出された場合、区(地域の支援者等)、自主防災組織及び民生委員・児童委員は、避難情報を伝達した後、個別計画登録者を訪問し、最寄りの避難場所や避難所までの避難の誘導、援助(付き添い、介助など)を行う。なお、病弱者、傷病者、要介護者などの歩行困難な場合は、車両等により、避難場所や避難所に移送する。

④ 救助活動

家屋の倒壊などにより、被害があった場合は、消防署、消防団、自主防災組織は救助、救出を行う。

⑤ 災害対策本部避難支援班(社会福祉課)に報告

区長は、すべての個別計画登録者の安否確認(被害状況)の結果を災害対策

本部避難支援班(設置されていない場合 = **社会福祉課**)に報告する。

3. 風水害

(1) 大型台風などの接近や水害の恐れがある場合に避難情報が発令された場合

① 情報の伝達

災害の発生が予測される場合、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示が発令される。本部事務局は、防災行政無線、広報車、インターネット、テレビ、ラジオ等により広報、周知を行う。これに基づき、区長及び民協会長は、情報の伝達の連絡を行い、区(地域の支援者等)、自主防災組織及び民生委員・児童委員は個別計画登録者に電話又はFAX、訪問等により避難情報の伝達を行い、避難の心構えと準備を促す。

② 避難誘導及び避難援助

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示が発令され避難所が開設された場合、区(地域の支援者等)、自主防災組織及び民生委員・児童委員は、避難情報を伝達した後、個別計画登録者を訪問し、避難所までの避難の誘導・援助(付き添い・介助など)を行う。なお、病弱者、傷病者、要介護者などの歩行困難者については、車両等により移送する。

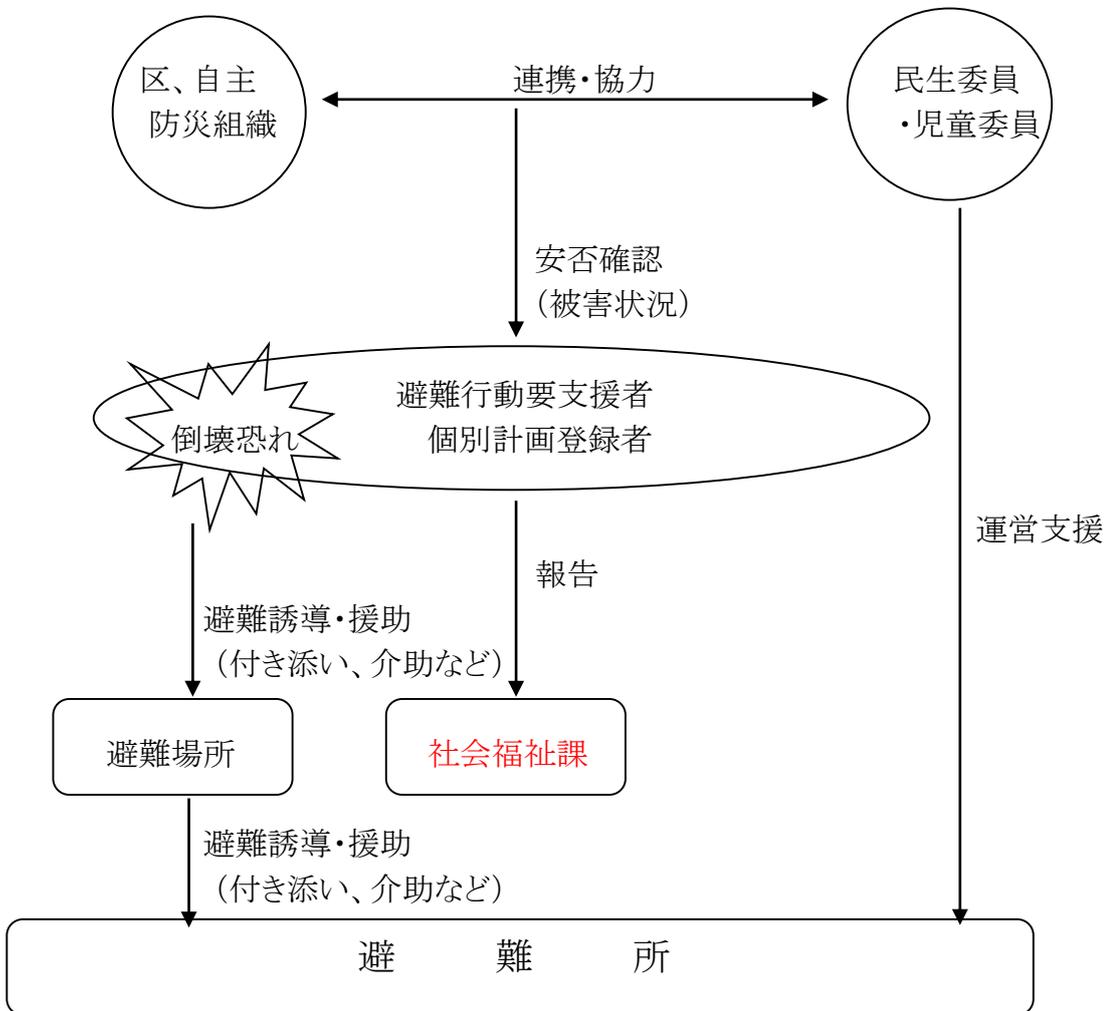
③ 救助活動

家屋の倒壊などにより、被害があった場合は、消防署、消防団、区(地域の支援者等)、自主防災組織は救助、救出を行う。

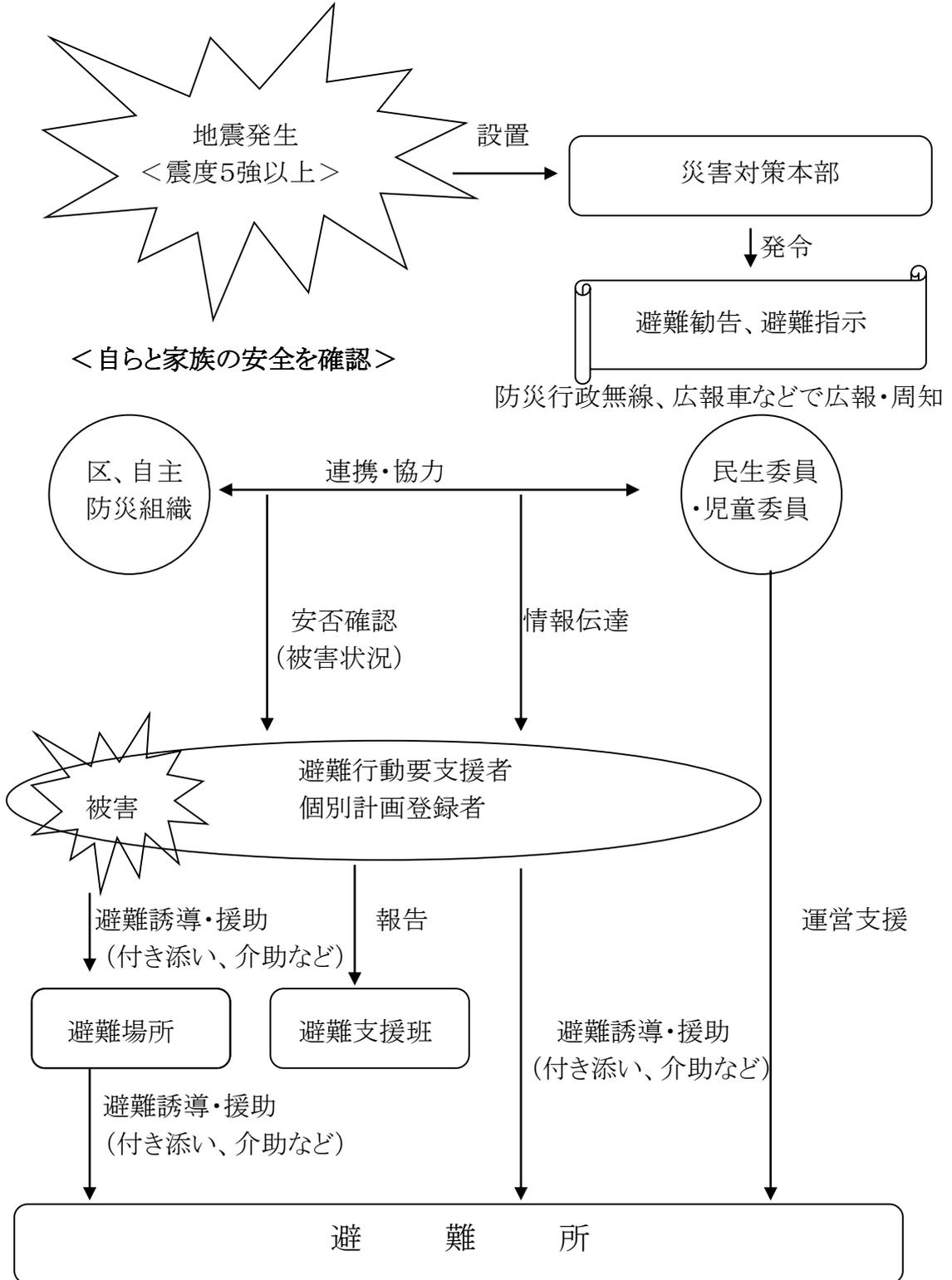
<震度5弱の地震が発生した場合>



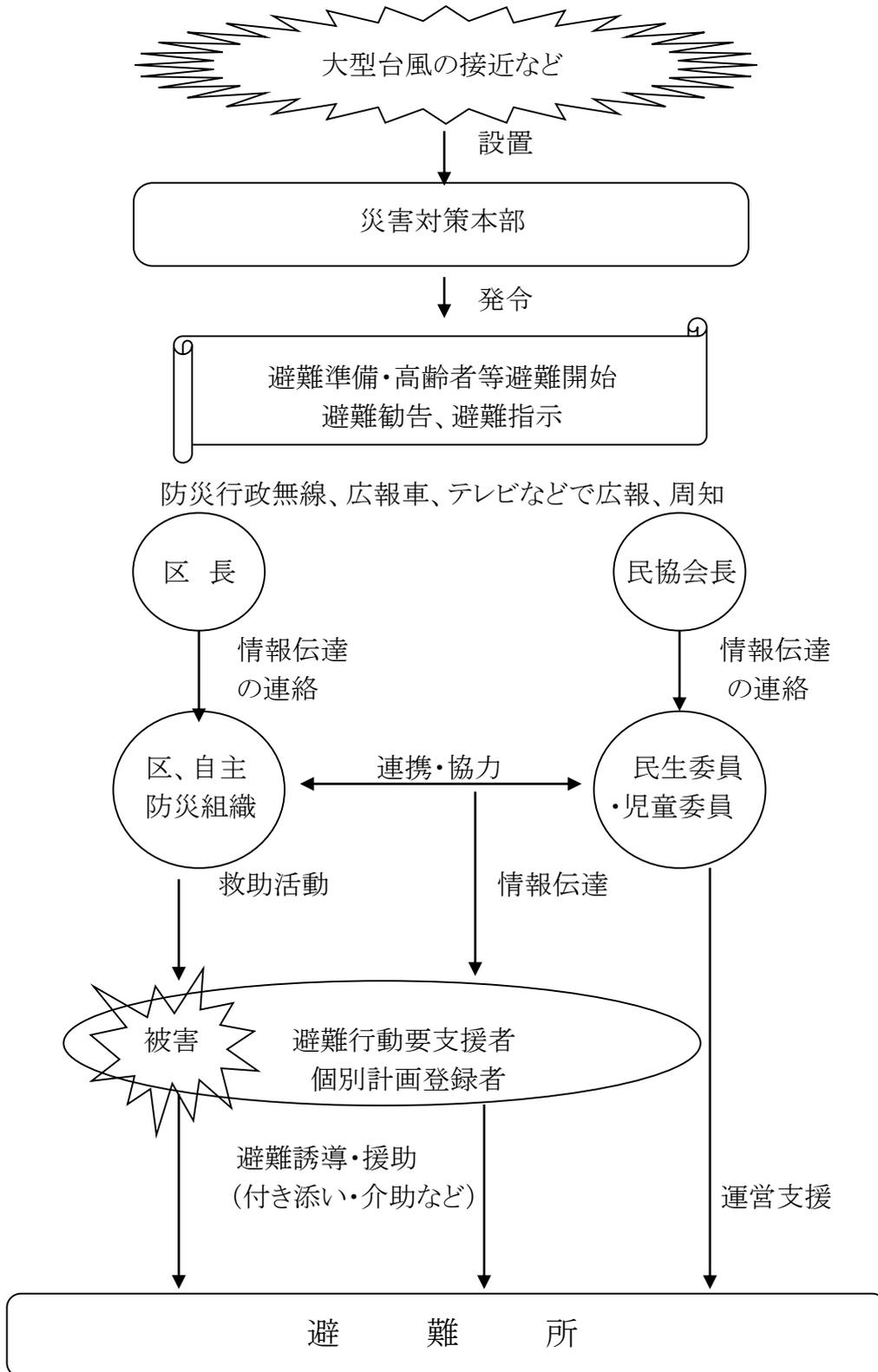
<自らと家族の安全を確認>



<震度5強以上の地震が発生した場合>



<大型台風の接近・水害の恐れがある場合>



4. 避難所の運営

(1) 避難所の整備

段差の解消や通路の確保、障害者用トイレの設置など施設の整備を行う。また、避難所での避難生活が長期化する場合は畳・マット・プライバシー確保の間仕切りパーテーションなどを設ける。また、避難行動要支援者の受け入れ先として、医療施設、社会福祉施設及び福祉避難所等の確保に努める。

(2) 避難行動要支援者への配慮

やわらかい食事の提供や生活物資の優先配付に努める。また、不慣れな避難所での生活を支援するため、ホームヘルパー、保健師等による相談窓口の設置や避難行動要支援者へ配慮したわかりやすい情報の提供に努める。

(3) 民生委員・児童委員の支援

災害の発生などにより、避難所が開設された場合、民生委員・児童委員は避難行動要支援者へ避難情報の伝達や避難の誘導・援助を行った後、各担当地区の避難所で、炊き出しや物資の配付等の運営の支援を行う。

(4) 災害対策ボランティア

避難所での生活支援等において、災害対策ボランティアの活動が大きな役割を果たす。このため社会福祉協議会は「災害対策ボランティアセンター」を立ち上げ、ボランティアの受け入れや活動内容の支援など総合的なコーディネートを行う。

第6章 平時からの備え

1. 定期的な見守り活動

個別計画提出者については、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの二世帯の方々など、防災だけでなく、日ごろから犯罪からの予防や安否確認などが必要な者でもあることから、区(地域の支援者等)、自主防災組織及び民生委員・児童委員は、声かけや電話、訪問などにより定期的な見守り活動を実施する。

2. 災害時関係機関の連携

災害時をはじめ地域での活動においても、区(地域の支援者等)、自主防災組織と民生委員・児童委員の連携はたいへん重要である。このため、平時から情報交換や打ち合わせなどを行い、災害時の役割分担や避難誘導・援助の方法、定期的な見守り活動等についての連携・協力体制の構築に努める。

3. 防災啓発活動

町は、災害に対しては日ごろからの備えが重要であることから、避難行動要支援者に対して、災害に対する知識の普及や防災意識の高揚などの啓発活動を行う。

また、町は、避難行動要支援者のうち個別計画の未登録の者については、引き続き、個別計画の作成・登録についての働きかけを行う。

4. 避難訓練の実施

町や区、自主防災組織は、万が一の災害を備え定期的に避難訓練を実施する。避難訓練にあたっては、避難行動要支援者や関係機関、地域住民が積極的に参加し、避難情報の伝達や避難誘導、避難援助などの訓練を行う。これにより地域の防災意識の向上が図れる。

5. コミュニティづくり

災害などをはじめとしていざという時は、地域や近所の力が役立つため、日ごろから、避難行動要支援者だけでなく地域全体でのあいさつや声かけを行い、地域のコミュニティづくりを図る。これらにより、コミュニティづくりのほか、防犯活動や不審者の発見などの効果も期待される。